

近世前期下総における組合村と検地

—下利根流域根郷五ヶ村組合を事例として—

酒 井 右 二

はじめに

近世初期の「村切り」を伴う検地は、中世以来の惣村的結合を寸断し、村請制村落を編成していった。その結果、近世村落はその行政組織としての性格が強調されている。けれども、近世に至って村落の地域的結合が、すべて消滅したとは考えられない。すなわち、近世村落社会も一村ごとに孤立していたのではなく、地域的に広がりをもつ他村落とのかかわりにおいて存立していたとみななければならないであろう。

近世における組合村（村落間の結合組織またはこれを転用した行政組織）の研究は、幕藩解体期に集中して究明されてきた。幕領における中心的課題は、文政改革期の組合村であった¹⁾。その後の研究動向は、在村側の「自治」の観点から²⁾、また逆に、村請制の弛緩に対応する農村統治組織の観点から³⁾究明されていった。近来、久留島浩氏・高橋実氏等によって提起されている「中間支配機構」論は、これらの観点を統一的に把握する方法的枠組を提示したといえよう。

すなわち、「中間支配機構」（村請制の上部にある行政組織）を場として、支配と「自治」がいかなる関連をもって存立したかという研究視角を設定し、さらに、その変容を幕末維新时期に向って段階的に位置付ける方向性が指し示されている。けれども、その研究成果は幕藩制解体過程におけるもので、その前提となる成立期の実態はほとんど究明されていない。この数少ない研究成果としては、根崎光男氏が、下総・上総を対象とし「五郷組合」の広域的存在を検証した。氏は、その成立時期について史料的に

実証しうるのは寛文末期までだが、幕府の農民支配政策との関連で寛永期～正保2年（1645）の間を推定している。またその機能については、治安維持を中心的課題とし、支配者側が農村統治のため上から設定した機構と規定した。ここでは、郷組が農民支配機構の側から追究され、その支配機構としての性格が強調されている。

また旧来から、用水組合・普請組合・林野入会の組合・助郷組合・鷹場組合等、各機能別に結合ないしは編成・統制された村落間組織・統治組織の研究は、分野別にそれぞれ究明されてきた。けれども、村落間組織を総合的に段階的に位置付けるためには、これを場として、領主支配と在村側の「自治」との連関性を基軸に置き、村請制とのかかわりにおいて考察していかねばならない。そのためには、一定地域に視座を据え、在村の側から各側面の村落間組織の存在実態の変容を、総合的に把握していく必要がある。そして、村落間の結合実態を領主側がどのように統治組織として捉え、またそれを場として領主支配がどのように発現され、さらに在村側はこれにどのように対応して自らの能动性を確保したか等、領主支配と在村側の「自治」との相互規定性を解明していかなければならない。

以上の点に留意しながら、本稿では、元和期に結成された組合村の事例を取り上げ、近世村落が確立する寛文・延宝期を前後として組合村結合の諸側面を提示し、延宝期の検地によって、領主側の支配と在村側の自主的裁量との関係が、いかなる変化を遂げるかを追究していきたい。分析対象は、下利根流域香取海の南岸に並列す

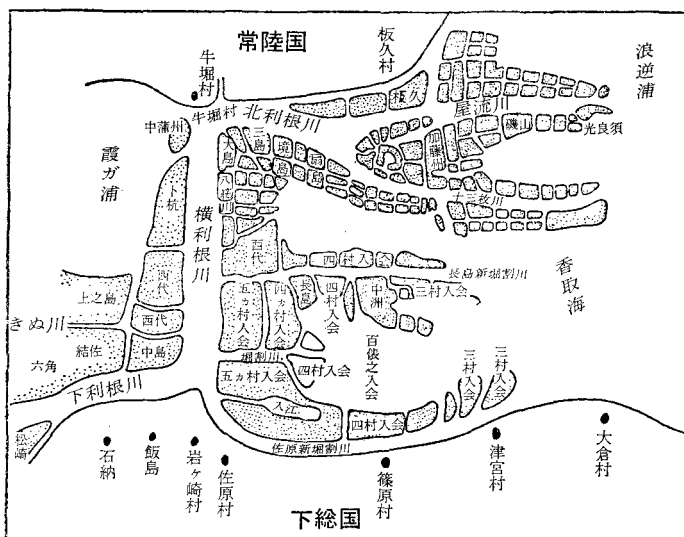


図1 新嶋領・延享2年(1745)古図

〔注〕 菊地利夫『新田開発』(古今書院刊)上巻第40図を転載。
但し岩ヶ崎村は筆者が補足した。

る佐原・篠原・津宮・大倉・岩ヶ崎の各村で構成された「根郷五ヶ村組合」である。使用する史料のほとんどは、佐原市伊能家文書「部冊帳」である。

I 地域の概況

まずはじめに領主支配の動向をみておこう。根郷五ヶ村は、その本田地は矢作領94カ村の中に属し、新田地は新嶋領に所属していた。矢作領は、徳川氏の関東入国後、慶長4年(1599)から同7年までの間、鳥居元忠支配の4万石の所領であった。鳥居氏の転封後、矢作領は一旦蔵入地となるが、同13年には小給知に分割された。表1は、根郷五ヶ村の延宝5年(1677)・享保4年(1719)の領主支配と分給支配高とを示したもののだが、かかる旗本を中心とした分給支配の枠組で、元文4年(1739)幕領に上知されるまで継続していたとみられる。また、各村の村高について表2に示したように、矢作領にある本田地は、慶長4年(1599)の検地による石高が、また新嶋領内の新田地は、延宝6年(1678)検地による石高が、それぞれ近世中期に至る基本的

村高を確定している。

新嶋領は、近世を通じて幕府直轄領として存続していた。根郷五ヶ村は、新嶋領に作出し新田を開発していったが、延宝6年検地の段階では屋敷地は存在していない。佐原村の場合、人家の移住が開始されたのは、延宝9年(1681)からと記されており、新田内の屋敷地の検地は、元禄8年(1695)佐原村と篠原村で実施されている。

次に、近世初期新嶋領における在地の諸情勢を概略的にみておこう。天正末年徳川氏の関東入国後、文禄3年(1594)以降承応期にわたって利根川の瀬替工事が継続し、従来鬼怒川・小貝川水系であった常陸川に利根川主流が移動した。これに伴って、常陸川水系であった香取海に、沖積洲島が急速に発達していった。この洲島の新開は、徳川氏の関東入国直後、旧江戸崎城主土岐氏の家臣であった土豪等によって開起され、新嶋領十六島新田を形成するに至る。十六島新田の各村は、天正19年(1591)から寛永17年(1640)までの約半世紀の間に、新田村として成立していった。かかる時期に、根郷村落

表1 根郷五ヶ村の分給支配状況

村名	本田 新田 区分	享保4		延宝5	享保4 村高計
		分給高	領主	領主	
佐原村	本田	1,000.0石 350.0 117.5 350.0	旗本奥津 " 近藤 " 天方	同左 同左 佐倉藩松平 同左	1,817.5石
	新田	1,775.4	幕領代官 久保田 森山	幕領代官 守屋	
篠原村	本田	280.0	旗本堀	同左	1,051.3
	新田	771.3	幕領代官 久保田 森山	幕領代官 守屋	
津宮村	本田	200.0 150.3 170.7 29.3	旗本堀 " 加藤 " 窪寺 幕領代官 松平	同左 同左 旗本坂部	1,515.3
	新田	965.0	" 久保田 森山	幕領代官 守屋	
岩ヶ崎村	本田	428.4 75.7 6.5	旗本西尾 " 近藤 寺領 即応寺	同左 同左 同左	616.1
	新田	105.5	幕領代官 久保田 森山	幕領代官 守屋	
大倉村	本田	375.9	旗本近藤	佐倉藩松平	1,295.4
		194.0	" 兼松	旗本酒井	
		60.0	" 五味	同左	
		60.0	" 本田	同左	
		60.0	" 新見	同左	
		50.0	" 渡辺	同左	
		50.0	" 遠山	同左	
		24.7	" 岡部	同左	
		40.0	" 後藤	同左	
	50.0	" 高木	同左		
34.0	" 伊吹	同左			
新田	296.8	幕領代官 松平	幕領代官 守屋		

〔注〕 本田は矢作領、新田は新嶋領に属していた。享保4年（1719）は「部冊帳」続18、延宝5年（1777）は「部冊帳」前2から作成。

も同様に、香取海南岸から新洲島に進出していった。そして新開が進展するに伴い、洲島の野場の用益・開発権をめぐる、新嶋の新田村側と根郷村落側との対立が、慶長末期から生起し寛

文初頭まで断続していった。

かかる対立を生んだ洲島の野場確保の重要性には、以下のような事由や背景があったと考えられる。直接的な事由のひとつは、洲島の野場

表2 根郷五ヶ村の村高

村 高	(A)慶長 4年矢 作領本 田高	(B)延宝 6年新 嶋領新 田高	(A)+(B)	元禄15 年村高
佐原村	石 1,817.5	石	石 1,817.5	石 1,830.7
佐原村新田		1,756.0	1,756.0	1,775.4
篠原村	280.0	775.9	1,055.9	1,052.3
津宮村	550.0	952.8	1,502.8	1,517.8
岩ヶ崎村	504.1	100.2	604.3	616.1
大倉村	998.6	302.6	1,301.2	1,336.9

〔注〕 1) 升を四捨五入して斗までを示した。

2) 慶長4年(1599)本田高・延宝6年(1678)新田高は、「部冊帳」前1～2から、元禄15年(1702)村高は、内閣文庫原蔵「下総国郷帳」から作成。

は、そこから新田地を開発していく場であったからである。さらには、その野場が芦・萱など諸稼物資の採取の場として、また秣場肥料供給の場として重要な役割を果たしていたからであった。そして、野場が新田地となって開発されていくにしたがって、新田地の肥料獲得の必要量は増大する。それにもかかわらず逆に、新開田地分だけ肥料供給地は縮小することになり、野場確保の重要性は高まっていったとみることができる。

元和期に根郷五ヶ村組合が成立する背景には、新嶋領に開起した新田村々との間に、かかる洲島の野場用益保持をめぐる対抗的情勢があったのである。

II 根郷五ヶ村組合の成立とその機能¹²⁾

1 元和期根郷五ヶ村組合の成立

根郷五ヶ村のうち、佐原村・篠原村・津宮村の3カ村は、後北条支配下の頃から、洲島の共同用益とそれに対する年貢納入とを行っていたと伝えられている。この共同利用慣行をもっていた根郷3カ村と西代村を頭取とする新嶋新田村村との抗争が、慶長13年(1608)から始まった。そして、同19年代官堀江成春の裁定により、一

旦根郷側が洲島の野場(史料中では「野地」「谷地」と称されることもある)へ立入ることが認可された。しかし、これを不満とする新嶋新田村側では、元和元年(1615)9月奉行所へ出訴に及んだ。2年後の元和3年、大番頭鎮目惟明・代官井上新左衛門が常陸・下総の国界検使として出向した際に、根郷・新嶋新田村側の論所を検分し、田地・野場を引分け、この争論¹³⁾の決着がつけられたのであった。

この争論の当初根郷3カ村側は、新嶋領の代官堀江の内意を得て、係争中の野場の新開100町歩を請負い、年貢米1,000俵を定納する旨を申入れ、承認された。¹⁴⁾それは、野場保有の既成事実をすることにより、争論の有利な展開を図ろうとしたものであった。元和3年の裁定では、根郷側が、野場総面積555町歩余のうち271町歩余を確保した。¹⁵⁾このうち「定納地野場」として保有したのは、179町歩余であった。「定納地野場」と称される所以は、この地内から新田を開発することを請負い、その新田を含めた総体として、定額の年貢を納入する場であったためと考える。

根郷3カ村が請負った100町歩の新田開発は、この後以下のような経過をたどる。「覚書」(部冊帳前1)には、

御定納ニ請候百町歩之内、五拾町歩ハ牛堀村・板久村両村ニ為致内請、残五拾町歩、佐原・篠原・津宮三ヶ村斗にてかたニあまり候故、岩ヶ崎・大倉両村を差入、五ヶ村ニて御請負仕候、依之、此節より五ヶ村組合ニ成

と記されている。すなわち、争論の当事者村落である佐原・津宮・篠原の根郷3カ村だけでは、新開田地100町歩の請負いと、それに付随する定納年貢納入に耐えられず、香取海対岸常陸国板久村・牛堀村に、50町歩を分割して内請とした。¹⁶⁾さらに、残り50町歩も、3カ村に近接する岩ヶ崎村・大倉村を加え、五ヶ村組合を結成して対応しようとしたのであった。

これに伴って、定納地野場も、五ヶ村組合が概括的単位となって、所持権を公認されること

表 3-1 寛文11年(1671)根郷五ヶ村定納地野場各村の内訳

	納米	地積	対五ヶ村比
佐原村	石斗 38.7	町反 38.7	% 45.0
篠原村	18.2	18.2	21.2
津宮村	18.4	18.4	21.4
岩ヶ崎村	6.4	6.4	7.4
大倉村	4.3	4.3	5.0
計	86.0	86.0	100.0

- 〔注〕 1) 納米は升以下、地積は畝以下を四捨五入した。
 2) 定納地4ヶ所の内、「中之代」「下手谷」の2ヶ所の内訳である。
 3) 「五ヶ村御定納野地之覚」(部冊帳前2)より作成。

表 3-2 根郷五ヶ村定納地野場

洲島名	元和3年	寛文3年	
	地積	地積	納米
中之代	町反 8.5	町 10	石 10
下手谷	68.6	76	76
筈嶋	38.0	34	34
運堂嶋	64.0	55	55
計	179.1	175	175

- 〔注〕 元和3年(1617)は「矢作領谷地間数覚」(部冊帳前1)から作成。
 寛文3年(1663)は「五ヶ村定納野間覚」(部冊帳前2)から作成。

になる。この定納地野場の各村の所持構造を示したものが表3である。五ヶ村のうち、佐原村・篠原村・津宮村の3ヶ村で88%弱を占めており、根郷五ヶ村組合結成の基盤であった3ヶ村が中核的位置を占め、外縁に大倉村・岩ヶ崎村が位置していたことがわかる。

以上述べてきたように、根郷五ヶ村組合は、旧来から村落の再生産にかかわる入海・河川・野場に対する共同利用慣行をもっていた佐原村・

篠原村・津宮村の3ヶ村が基盤となり、これに近接する大倉村・岩ヶ崎村が加入して成立した。組合成立の背景には、新嶋新田村側との間に洲島(野場となる)をめぐる抗争があった。この洲島の野場所持権を確保するために、これに随伴する新田開発の請負いと定額年貢の納入を、領主に対して負わねばならず、これを分担することが五ヶ村組合成立の契機となっていた。つまり、根郷五ヶ村組合の結成は、定納地野場の所有権を他村や領主に向けて確保することが、基底的紐帯となっていたのである。

2 明暦～寛文期根郷五ヶ村組合の発現実態

新嶋新田村との間で野場の所持権をめぐる紛争を背景に、元和期に結成された根郷五ヶ村組合は、その後明暦～寛文期にわたって、再び新田村々との間で境界争論を展開していった。それは根郷側にとっては、元和3年の裁定による野場引分け以降、境界内に拡張してきた新開地を、新田村側から返還を求める係争であった。かかる在地の政治情勢のなかで、成立時の根郷五ヶ村組合の機能は、引続き発現されていた¹⁷⁾。以下概略的にこの争論の展開をたどっておこう。

明暦元年(1655)根郷五ヶ村の名主は、篠原村で寄合を行った。そのとき、五ヶ村組合の中核的位置を占めていた佐原村・篠原村・津宮村の3ヶ村は、旧来からあった海・川・野場の共同利用慣行を成文化し、他2ヶ村の大倉村・岩ヶ崎村を証人とした証文を取り交した。その際佐原村へ宛てられた証文を以下に掲げる。

一札之事

一新嶋領御領地分、田畑ハ不及申に、海・河・野場まで、先々より入会に相定り申通に、於後々少も申分仕間敷候、弥他所との境に、出入出来仕候ハ、三ヶ村年寄出合相談仕、埒明可申候、為後日加判仍如件

大倉村 外記印
 明暦元年 岩ヶ崎村 源右衛門印
 未八月廿五日 津宮村 太郎右衛門印
 彦六印
 善七印
 篠原村 次右衛門印

五郎右衛門印
縫右衛門 印

佐原村 二郎右衛門殿
三郎右衛門殿
茂左衛門 殿
七右衛門 殿

ここでは、旧来から3カ村にあった海・川・野場の入会共同利用慣行を確認し、さらに「他所」（新嶋新田村々）との境界出入を想定して五ヶ村組合総体で共同行動をする意志一致を図っているのである。

この五ヶ村組合の内部規約を基盤として、根郷の定納地野場に新開地を拡大していた新嶋新田村々（八筋川村・西代村・石納村・結佐村・上之嶋村・長嶋村）に対し、根郷五ヶ村は、かかる新開地の譲渡を要求して対決を開始した。このうち、石納村・上之嶋村の間では内済が成立したが、他の新田村々との決着はつかず、万治3年（1660）代官深谷吉政へ出訴するに至った。代官深谷から内済取扱の意を受けた元代官堀江成定は、この争論の裁定を行い、長嶋村を除く3カ村の間で境界争論は決着をみた。

根郷側は、さらに長嶋村との係争を決済すべく、寛文元年（1661）4月再び代官深谷へ出訴した。この代官深谷の裁定は、根郷側に有利な内容であったため、長嶋村は同年10月、奉行所へ提訴に及んだ。同年11月に裁定が下ったが、その内容は、「根郷五ヶ村定納地之事、悉皆根郷可為進退¹⁸⁾」というもので、根郷側の主張が全面的に通ったのであった。根郷側はこの裁定を根拠に、長嶋村に対して境界を越えて新開した田地の返還を要求した。けれども、それらの田地を保持していた者のうち11名が返還に応ぜず、翌寛文2年3月、根郷側は奉行所へ出訴し、その結果代官の取扱いとなった。これが契機となって同年5月、彼ら11名の者が、かかる田地を根郷側から買得することで妥結した。この寛文2年の長嶋村との妥結をもって根郷五ヶ村と新嶋新田村との田地境界争論は、終結をみたのである。

かかる新嶋新田村との抗争で、その行動主体

となっていたのは、前掲した明暦元年の五ヶ村の取決め証文中に記載されているように、佐原村・篠原村・津宮村の3カ村の名主である。けれども、その取決め証文には五ヶ村名主全体で連名・連印していた。また、代官・奉行所への訴状、裁定の請書も同様である。すなわち、それらを列挙すれば、万治3年6月16日付代官深谷宛「乍恐書付ヲ以御訴訟申上候事」・同年6月奉行所宛「乍恐口上書ヲ以御訴訟申上候」・万治4年2月21日付元代官堀江の裁定の請書「一札之事」・寛文元年10月奉行所宛「乍恐返答書ヲ以申上候事」・寛文2年3月24日付奉行所宛「乍恐以書付ヲ御訴訟申上候」であるが、それぞれ必ず組合五ヶ村全体の名主名が記され、押印されているのである。

このように新田村との交渉の取決めや、代官・奉行所への訴訟行動は、五ヶ村組合が総体となって展開している。

このことから、五ヶ村組合が総体となって果たしている機能は、地域における政治的諸関係のなかで果たす役割のほか、支配者側に向っての政治的行動においても発現されているといえる。

五ヶ村組合内の佐原村・篠原村・津宮村の3カ村は、五ヶ村組合結成前から継続していた、生産活動にかかわる海・川・野場の共同利用慣行を維持していた。このことは、前掲した明暦元年の五ヶ村の取決め証文の中に記載されていた。この後、明暦3年（1657）3月5日、新嶋新田村との第1次交渉の結果獲得した田地について、上記3ヶ村は、共同利用を規定した証文を取り交した。その証文の本文は、「右之田三つニわり申候、右三わり之田、以来へり申候も可有之候、又ふゑ申候も可有御座候間、為其ニ以来まで、一年一年ニ取替作可申候、為後日三ヶ村連判如此ニ候」と記されている。新嶋新田村から獲得した田地は、水損しがちな低湿地にあり、河田の流水作用により将来にわたって地積の増減が想定された。それ故分割した田地を割替えることによって、3カ村の平等化を図ることがわかる。

このように、根郷五ヶ村中の3カ村は、農村の再生産に密接な関係をもつ海・川・野場の共同利用の規定、田地割替の規定を作成し、生産活動にかかわる共同体的機能を引続き維持していたのであった。

続いて万治4年2月、元代官堀江の裁定により確保した田地について、同年3月8日、根郷五ヶ村名主の連判証文²⁰⁾が作成され、相互取決めが行われている。その全文を以下に示そう。

連判之事

一今度新嶋より請取申候田、壹畝壹歩もかくし申間敷候、若かくし申候と、重ても申もの御座候ハ、其人所を払へ可申候、為後日かはん仍如件

	岩ヶ崎	仁左衛門
	左原村	七右衛門 印
万治四年	同	茂左衛門 印
丑三月八日	同	二郎右衛門印
	同	三郎右衛門印
	しのわら村	縫殿右衛門印
	同	五郎右衛門印
	同	藤左衛門 印
	つのみや村	彦 六 印
	同	藤右衛門 印
	同	太郎右衛門印
	大倉村	源五左衛門印
	同	藤左衛門 印

ここでは、新嶋新田村側から受取った田地について、隠田の禁止を規定している。さらに、この規定に対して所払いの罰則を相互取決めとし、五ヶ村の発現する統一的な共同体規制によって、規約遵守を強固たらしめようとしていることがわかる。このように五ヶ村組合が、組合内部の秩序維持にかかわる機能をも果たしていたことに注目しておきたい。

以上述べてきたように、元和期に結成された根郷五ヶ村組合は、寛文期に至るまで、その結合の機能実態に大きな変化はなかった。ここでひとまず、この間の組合機能を整理しておこう。

五ヶ村組合の中核を占める佐原村・篠原村・津宮村の3カ村は、組合結成前から、村落の再

生産にかかわる入海・河川・野場の共同利用慣行をもっていたが、明暦期にはこれを五ヶ村組合の場において、成文化し証文を取り交した。さらにその後、新嶋新田村から確保した田地についても、割替原則を定めて、生活活動にかかわる共同体的機能を拡大していった。

五ヶ村組合が総体として果たしている機能を、整理して列挙すれば以下ようになる。

①定納地野場の共同的な所持権の確保（これは組合村以外の村落に対する所持権の確保であり、対領主に向っては、五ヶ村が概括的単位となって所持権が公認されている。これが組合結合の基底的紐帯であった。

②定納年貢の納入と請負った新田開発の分担（これは、定納地野場の所持権を公認されるために随伴したものであった）。

③組合外村落に対する①にかかわる交渉活動。

④代官・奉行所に対する①にかかわる訴訟行動。

⑤組合内村落間の統一的な取決めをもって、秩序維持を図ること。

このように、五ヶ村組合が総体として果たしている機能は、村落の再生産に直接かかわる共同体的機能ではなく、地域における村落間の政治的諸関係や、対領主とのかかわりで果たしている役割が大きな意味をもっていた。また3カ村の結合から五ヶ村組合が結成されていく背景には、領主側からの契機（野場新開と年貢定納の分担）が要因となっているように、根郷五ヶ村組合は、領主支配とも不可分の関係をもっていた点にも注目しておきたい。

III 延宝期の検地と根郷五ヶ村組合の変容

1 根郷五ヶ村組合内部の矛盾

寛文2年組合外の村々との間で、定納地の境界争論が決着をみた後、同9年には組合内部の村落間で、野場所持権をめぐる抗争が出現してきた。それは、津宮村前に発達した「後洲」他3カ所の新洲所持権をめぐる佐原村・篠原村と津宮村との争いであった。当初佐原村・篠原村側では、代官小泉次太夫へ出訴し、明暦元年に根郷五ヶ村で取り交された前掲の証文を根拠に、

3カ村の共有を主張した。²¹⁾

これに対して津宮村側では、奉行所へ逆提訴した。津宮村は、その訴状の中で「新洲之儀者自先年、居村前切＝御座候」と主張し、佐原村・篠原村も30年前（寛永末期）から「一村切」に所持してきた事例をあげた。さらに大倉村の事例をあげ、「右五百俵之御定納地入相（会）五ヶ村之内大倉村、先年新須出来申処＝大倉村一村之内＝而洲双（争）論御座候得共、他村が構無御座、結句佐原・篠原・津宮三ヶ村を（扱）、大倉村一村＝而其洲之境を立、相渡し申候」と述べて、「新洲之儀、他村が構無之證（証）拠」として例示した。またそれに加えて、津宮村では「数年我々開発年々御年貢差上候田地へ、間（検）地を入、配分可仕由申、迷惑＝奉存候」と述べ、自村による新開と年貢納入の既成事実を主張して、両村の不当性を訴えたのである。

この津宮村の奉行所への提訴により、評定所への両村の出頭命令が出され、津宮村「治兵衛」²³⁾などが、奉行所からの差紙を「大勢＝而大竹之先へ結付、夥敷」²⁴⁾して佐原村へ持参してきた。その後、評定所での3カ村の対決となるが、佐原村・篠原村側は、津宮村側の主張に反論し否定していく。両村側はその返答書²⁵⁾の中で、「右入会之海下江洲出、御田地＝罷成候＝付而、当拾五年以前（明暦元年）三ヶ村出合相談仕、当分出為申洲之分、村々＝応しわけ取、御年貢納所仕候、於後々如先規之入相（会）之証文、互取合申候」と述べており、明暦元年、従来の共同慣行によって3カ村で分割し、以後引続き共同利用を図る証文を取り交したと反論した。そして逆に、津宮村が代官裁定を受け入れなかった点を突いていった。

この争論は終局的には、翌寛文10年2月14日に結審となった。その裁定は、「明暦元年未ノ八月、双方取替之証文、海・川・野場迄入会之由、書記之上者、今以入相（会）＝申付畢、且又、前洲・後洲之事、新規出来候洲者、自今以後、可為入相（会）」²⁶⁾という内容であった。すなわち、佐原村・篠原村側の主張が通り、明暦

元年の入会慣行を確認した証文が決め手となって、新洲の入会所持が決定した。

しかし津宮村側は、争論となった新洲の新開地を放置して荒廃させるなど承服せず、3カ村内部の紛争は継続していった。そして最終的には、代官小泉の手代沢井半右衛門の扱いによって、3カ村の新洲分割が行われた。手代沢井が寛文11年2月、3カ村に宛てた証文の本文を以下に掲げる。

一後洲長式百五拾間此ノ割

九拾三間	左原村
七拾七間	篠原村
八拾間	津宮村

右ハ本田新須改上ヶ候反別ヲ以割如斯、割地、上・中、広き所・せはき所、無之様ニ、頭（等）間ヲ以所々ニ而くぢ取＝致し、百姓相談之上わけ取、田＝可成分、当年が仕付反別改上ヶ可申候、水かぶり之所、向後田＝成次第、右之割を以三ヶ村へ割取可申候、以上

ここにおいて、代官手代によって3カ村の新洲分割が確定し、この分割方法が「式百五拾間ノ法」として原則化し、その後出現する洲島の分割の際にも適用されることになった。²⁸⁾しかしこの分割原則は、あくまでも3カ村が実行する分割の方法を提示したのであって、代官側が具体的に3カ村の土地実態を把握したのではなかった点に、注意しておかねばならない。

この寛文末期の津宮村対佐原村・篠原村の新洲所持をめぐる抗争を通じて、以下の点が注目される。すなわち、それまで根郷村落は、五ヶ村組合外の他村との野場出入が基本的問題で、組合内部の矛盾は顕在化していなかった。けれども他村との境界出入が一応の決着をみた後には、根郷五ヶ村の定納地内の新洲の分割をめぐる、組合内村落間の抗争が出現してきたことである。そして、その組合内村落間の抗争は、代官手代の介入を受けなければ決着をつけられなかったことにも、注目しておかねばならない。けれどもまだこの段階では、3カ村の実態的な土地分割は、3カ村側に委ねられており3カ村の共同性

が崩壊してしまっただけではない。したがって、この段階の根郷五ヶ村組合は、その定納地野場に対する共同的所持権確保の機能は保持しつつも、その内部では、各村ごとの分割所持をめぐって、対抗的情况を現出し始めているといえよう。

2 延宝2・3年の内検地と根郷五ヶ村組合

新嶋領の検地は、慶長19年の施行以降、総合的な検地は実施されていなかった。その後延宝6年に実施され、この検地帳が近世を通じた基本的土地台帳となっている。この延宝6年以前に、村側の書上げによる内検地が、延宝2・3年に実施されている。はじめに、この内検地が施行される過程をみておきたい。²⁹⁾

延宝元年、新嶋領扇嶋村百姓藤八は、名主惣兵衛が隠田をしていると、代官守屋権太夫へ注進し、代官手代人見清左衛門・石川小右衛門・川田源一郎が出張して、その土地の検分が行われた。これが契機となって、代官守屋は、翌延宝2年春に「新嶋・根郷田地惣而撰ニ可有之候間、委細内繩ニ而相改書上候様ニ」と根郷五ヶ村へ通達し、村側による「内検地」の実行を命令してきた。

これに対し根郷五ヶ村では、他の新嶋領村々との相異を述べて、検地の免除を願い、以下の³⁰⁾訴状を提出した。

乍恐以書付ヲ御訴訟申上候事

一此度御領地御繩入申儀被為仰付候所、根郷五ヶ村持来り申候御定納地本田地ニも、御繩入申様ニと被為仰付候得共、御定納本田地之儀ハ、余村之御見取場とハ相違仕候ニ付、御訴訟申上候御事

一根郷五ヶ村御私領地之義、矢作領四万石之高辻ニ入申候得者御繩詰り、反歩拾町ニ付高式百式拾五石之御前帳ニ俟り申候得者、百姓之儀不及申上、御地頭様方迄茂詰りニ罷成候御事ニ御座候事

一四万石之内、余村ニハ野林御座候而助り申候得共、取分ヶ根郷五ヶ村ニハ野林と申儀一切無御座候ニ付、昔々御領御定納地斗と大切ニ仕、天下一同之水損之御ニ

も余方ハ御年貢御上納無御座時分も、此御定納地におゐてハ、妻子を売代替申共、年々御年貢米浅草御蔵へ五百俵宛御上納仕来り申候、御繩之儀を被為仰付候所ニ、違背仕候儀者、以是迷惑ニ奉存候、御慈悲ニ御赦免被成候様ニ、乍恐奉願申候
(以下略)

この訴状は、延宝2年3月15日、根郷五ヶ村の名主の連名で代官宛に提出された。根郷側では、検地によって新開地が把握され、その結果年貢が増徴されることを恐れ、これを未然に防ごうとしたものと考えられる。根郷側が述べている検地免除の根拠として、根郷五ヶ村の本田地が、通常の倍以上の高い石盛で位付けられている点や、さらにその本田地経営を維持する上で、新嶋領の定納地野場が果たしている特殊な役割を主張している。すなわち、他村においては肥料採集や諸稼をしようの野林があるが、根郷村落にはそれがなく、根郷が新嶋領に所持する定納地は、高い石盛を付けられた本田地の経営補完を果たす側面が重大であることを強調するのである。

しかし、この訴願は却下され、他の新嶋領の村々とともに、根郷五ヶ村も内検地を実施させられた。この内検地の実施経過を、「留書」(部冊帳前2)では以下のように記している。

右願書差上御訴訟仕候得共、御承引無之、新嶋根郷共ニ神文仕、改上候様ニと被仰付、新嶋者村々打寄神文仕、田地改上候由、根郷五ヶ村者、鎌塚・佐原山伏頼、五ヶ村名主組頭不残、鎌塚尻ニ而神文仕、村切ニ本田地・新須共ニ内繩入申候而、帳面五ヶ村目録帳老本ニ仕指上、老人別之帳ハ差上不申候内検地の実施者である名主・組頭は神文を作成して、不正なく施行する態度を示しているが、この内検地に対し根郷五ヶ村側は、その免除を訴願したように、消極的にしか行動しなかったと考えられる。

その例証の1つは、新開地の打出し面積が、4年後の幕府役人による延宝6年検地のそれと比べて、きわめて過少であることに現れている。

すなわち、延宝2年の内検地で打出された佐原村の地積は、3町8反4畝12歩で、その総反高は27町8反2畝19歩であった。これに対し、延宝6年検地で打出された地積は、127町6反1畝28歩であった。これら両検地の打出し面積からみても、延宝2年の村役人による内検地は、できるかぎり過少に施行されていったと考えられる。

さらに、代官側の内検地の施行範囲は、「本田・新須・定納地」とすべてにわたって意図されていたが、根郷五ヶ村側では、定納地の検地は実施しなかった。その結果代官側は、さらに定納地内の新開田地の書上げを督促してきた。

この定納地の内検実施を目前に控え、延宝2年10月3日、根郷五ヶ村の村役人は「五ヶ村定納地御年貢納所可致定³¹⁾」を取決めた。その本文は、

此度五ヶ村定納地内間(検)地被仰付候ニ付而、先年定納米納高ニ応して村々田地高下有之間、已後者、其村々田地ニ応して、五ヶ村出会御年貢割合相納可申候、為後日名主組頭加判仍如件

と記されている。ここに示されているように、これまで拡張した新開地が把握されることによって、年貢納入に変化が生じることを想定し、年貢分割の際五ヶ村の協議を行うことを定めたのであった。このように、内検地の結果生じる年貢納入の分割率の変化に対し、あらかじめその分割原則を決め、さらに五ヶ村の協議を定めて組合五ヶ村の結合を再確認しているのである。

この後根郷側は、代官側からの定納地内検の命令に対しても、訴願をして延引を図るが、延宝3年春、再度の督促命令について応じることになる。その際根郷五ヶ村は、定納地内に新川を掘割る普請を承認してもらうことを引替えにし、内検地を実施する旨を代官へ約束した。

その実行は、「五ヶ村ニ而村切ニ相改」たが、「郷分之定納地ハ、五ヶ村立会纏入」したのであった。すなわち基本的には一村ごとに施行されたが、組合所持の部分は、五ヶ村全体で立会って内検されたのである。また検地の目録帳は、前年の本田・新洲の内検地の際と同様に、「老

人前之帳者差上不申」、五ヶ村で一本化した帳面を代官へ提出した。そこで書上げられた田地の地積は、実際より少なかったものと考えられる。すなわち、この内検地の実行者である村役人は、「縄ゆるく打申候」と述べているように、消極的な対処しかなかったのである。

これらの内検地施行後の年貢納入について、「右之通改上候得共、定納御年貢之儀者代々之通相納申候」と記されているように、定納地の年貢量に変化はなかった。内検地後の延宝3年佐原村年貢割符状によれば、定納地の年貢量は75石2斗6升6合で従前と変わりなく、定納地の内検地によって打出された新開地は、「本田見取田」に編入されている。これにより、実質的な増徴となっているが、代官側が定納地に賦課する方式は、根郷五ヶ村を概括的単位とする点で変わりなく、旧来の枠組に変更はなかったのである。

以上述べてきたように、根郷五ヶ村組合の結合は、延宝2年の内検地の前後においても引続き維持されていた。すなわちそれは、内検地に五ヶ村で免除を求める訴願行動や、内検地後の年貢賦課の変更を予測して五ヶ村の協議を約定したことに現れていた。そして定納地に対する年貢賦課が、引続き根郷五ヶ村組合を概括的単位としている限り、その前提として、定納地の根郷五ヶ村組合の共同的所持権は、依然として公認され維持されていたのである。

支配者側が五ヶ村の共同的所持を公認したことは、すなわち五ヶ村組合という組織体を把握したまでであって、組合内の各村の所持権の実態まで支配権能を貫徹することはなかった。それは五ヶ村組合の自主的裁量の下にあった。このことは前項で述べたように、五ヶ村組合の所持地内の土地分割に際して、代官手代が「二百五十間ノ法」という分割原則を提示したのは、組合内村落が対立を起こしたためであったし、さらには、支配者側が定納地内部の実態的把握をしていなかったことを示している。かかる支配のあり方は、内検地における村役人の消極的な田地打出し状況に現れているように、在村側

が自主的裁量を確保しうる背景となっているのである。

根郷五ヶ村組合は、延宝2年の内検地後も、定納地に対する共同的所持権を消失せず、その結合の基底的紐帯を確保していた。それ故に寛文末期以降、組合内村落間の矛盾をはらみながらも、五ヶ村組合の結合は維持されていたのである。

3 延宝6年検地と共同的所持権の消失

延宝2年の内検地後、佐原村名主間に新洲の所持をめぐる対立が起り、延宝6年検地を要請せざるを得ない事態が起こった。まず、延宝6年検地が施行に移される経過を述べておこう³³⁾。

佐原村上宿組名主七右衛門は、延宝5年夏、内検地の際落地があったと指摘し、「只今迄御米八拾俵余差上候所、此度式百貳表上納可仕由」を代官を通して奉行所へ注進した。これに対して佐原村・篠原村・津宮村の3カ村は、寄合相談の後同年6月、津宮村藤右衛門、篠原村五郎右衛門・縫右衛門、佐原村茂左衛門・次郎右衛門・権右衛門の名主6名が、江戸へ上り代官守屋助次郎の手代衆へ接触し、注進の内容を把握しようとした。けれども、手代衆から七右衛門の訴状内容を聞きつけることができず、旅宿へ帰って相談の上、七右衛門の出訴に対処するため、代官による検地を願出することに決めたのであった。

この間の事情を「留書」（部冊帳前2）では以下のように記している。

寅年（延宝2）内検地被仰付改上候以来、干場出来、百姓持地＝高下御座候間、御公儀様御検地＝被成被下候様＝願可然候、然共注進人（七右衛門）へ新須斗申上候間、定納・本田へ除可申候哉と相談申候へ共、左候ハ、又々七右衛門、定納・本田も百姓縄＝而高下有之又者落地等も有之旨、御注進申候へ者、又々迷惑＝も罷成候間、次而＝定納・本田・新須共＝不残御検地願可然旨、相談相極、絵図訴状相認、助次郎（代官守屋）様へ罷出候

ここで示されているように、3カ村の名主は、

当初新洲の所持権が対立点である故、新洲のみの検地に限定したかった。けれども、対抗者の七右衛門の主張内容の予測が立たず、その後の問題が生じないように大事をとって、定納地・本田地を含む総体の検地を願い出たのであった。

この背景には、村役人が実行した延宝2年の内検地の際、田地の実態を検地目録帳に登載しなかった事実があり、これが代官側に発覚することを危惧したためであると考えられる。それは検地願の理由を、内検地以来の干場出来による実態の変化に、名目上求めている点にも現れている。実際延宝2年の内検地では、前項で述べたように、その実行者である村役人の姿勢が消極的であったし、その打出し面積は過少であった。これらの点から、代官側に把握されていない田地が、かなり実在していたと考えられるのである。

かかる事態は、前掲史料にある検地願の経緯や、前項の五ヶ村組合の動向からみれば、延宝2年の内検地の実施にあたって、五ヶ村の村役人が統一的に実行した対処方針の結果であると推定される。このように根郷五ヶ村組合の結合が、代官側の土地把握を貫徹させず、土地把握を五ヶ村組合の自主裁量下に置ける根拠であったのであろう。けれども一旦組合内で分裂が起れば、検地帳に登載されない田地が発覚する事態が生じ、代官側から内検地の不当性を指摘されることになろう。それ故に3カ村の名主は、一切を支配者側の手による検地に委ねざるを得なかったものと考えられる。

こうして延宝5年6月25日、根郷五ヶ村の名主名で、代官を通じて奉行所へ検地願³⁴⁾を提出することになった。そして9月18日勘定奉行所から検地申渡しが下り、翌延宝6年6月17日から8月11日にわたって、代官守屋助次郎手代木村仁左衛門・石川小右衛門、御相衆として代官曾根源兵衛友広手代上三郎左衛門・松沢瀬兵衛によって、検地が実行された。この施行期間中の8月5日、根郷五ヶ村は名主の連名で訴状³⁵⁾を提出した。その中で「田畑之位付被為成候、然共、新嶋領之儀、水損場不定地＝御座候間、年

表4 延宝6年(1678)検地による根郷五ヶ村の反高

	田	畑	田 畑 計	蒲 地	同対五ヶ村比
	町反畝歩	町反畝歩	町反畝歩	町反畝歩	%
佐原村	207.8.8.14	23.8.5.22	231.7.4.6	133.6.2.5	32.3
篠原村	92.1.0.14	5.0.1.19	97.1.1.23	95.1.1.3	23.0
津宮村	112.6.4.4	5.1.0.22	117.7.4.26	99.8.0.22	24.1
岩ヶ崎村	9.6.1.25	2.1.7.12	11.7.9.7	2.2.1.4	0.5
大倉村	37.0.2.12	1.13	37.0.4.5	82.8.7.10	20.0
五ヶ村計	459.2.7.9	36.1.6.28	495.4.4.7	413.6.2.14	—

〔注〕 「延宝六年年下総国新嶋領岩ヶ崎村・篠原村・佐原村・津宮村・大倉村定納并見取場御検地反別帳」(部冊帳前9)より作成。

年替り申場所＝御座候間、位付御赦免被遊可被下候」と述べ、この検地では田畑の位付をしないように要求した。さらに「芝地草場之儀、田畑之御帳面＝被遊候、然共根郷五ヶ村之儀者、馬草場・稲干場・殊御田地やふいくのこゑ草、無御座候而ハ耕作仕儀不罷成候間、御了簡被遊可被下候御事」と、田畑の検地帳に野場も登載されたことについて述べ、野場を検地の対象からはずすことを求めた。しかし、これらの要求はすべて却下されて、検地は実施されたのである。

この延宝6年検地によって把握された五ヶ村の反高を示すのが、表4である。佐原村の場合田畑の総反高は231町7反余である。これに対して、延宝2年の内検地の総反高は27町8反余で、これに定納地面積75町2反余を加えても103町余にしかならず、2倍以上の土地が把握されていることがわかる。また位付は、上田1石1斗・中田9斗・下田7斗・下々田5斗と石盛³⁶⁾され、新田にしては高い石盛であった。

延宝6年検地を前後とする年貢納入の動向を示すと、佐原村の場合元和8年から延宝5年までは、最大が寛永2年123石余・延宝5年130石余であり、通常³⁷⁾の年はほぼ100石を前後している。これに対し、延宝6年検地後の天和元年(1681)から元禄4年(1691)までの年貢量は、最高が天和3年の438石余³⁸⁾で、通常³⁸⁾の年は200～400石を前後している。したがって、この検地を契機に2～4倍の年貢増徴がされたのであ

った。

さらに延宝6年検地は、田・畑以外の野場などを「蒲地」として把握し、旧来の「定納地」を消滅させていくことになる。すなわちこの検地によって、田・畑はもとより旧来の定納地をも含んだ洲島の野場・蒲地が、一村ごとに境界を立てられていったのである。その境界絵図の奥書³⁹⁾には、五ヶ村の名主・組頭が押印し、以下のような記述がされている。

右絵図之通、下総国香取郡矢作領之内、佐原村・篠原村・津宮村・岩ヶ崎村・大倉村、五ヶ村入相(会)之御新田・御定納場・見取場・此度御検地申請候、為御案内、拙者共罷出、所々田畑・野地・蒲地・他村入相(会)之場、明細＝境目立、老畝老歩之所も無隠御案内仕、御繩申請候(以下略)

このように、境界絵図を作成したり、境目を現地に立てるなどして、一村ごとの所持地が明確化され、代官に把握されていったのである。

また、蒲地についてはとくに証文が作成され、その前書部分には、各村の蒲地所持面積を書上げ、五ヶ村名主の連名⁴⁰⁾によって、代官手代へ提出している。その証文の本文は、

右者新嶋領之内、根郷五ヶ村御定納・御見取場・田地境水かふり須・所々＝御座候蒲地、今度御検地申請候＝付、五ヶ村名主・組頭立会、無依怙鼠鼠、有駄＝割合申候、然上者右之蒲地＝付、重而出入無御座候、

為後日如此ニ候、以上と記されている。このように延宝6年検地によって、係争中であった洲島の蒲地も含めて一切の蒲地が一村ごとに分割所持され、代官に把握されて確定したのである。

延宝6年検地は、根郷五ヶ村組合が新嶋領内にもつ土地実態のすべてを把握し、一村切にその所持を確定した。これにより、旧来の定納地に対する五ヶ村組合の共同的所持権は、消失してしまうのである。これはすなわち、根郷五ヶ村組合を結合させていた基底的紐帯を奪うことになり、その結合に変容をもたらしてしまうことになったのである。

以上述べてきたように、寛文末期から生起していた新洲の所持をめぐる組合内部村落間の対立は、延宝5年には組合内で処理できず、支配者側の検地を要請しなければ解決できないところに追い込まれた。その結果施行された延宝6年検地によって、一村切の所持権が確定され、新洲所持をめぐる係争は解決された。しかし根郷五ヶ村は、その代りに大きな犠牲を負わなければならなかった。その第1は、延宝2年の内検地では、支配者側に土地実態を全面的には把握させず、領主支配を在地の現実まで貫徹させなかったが、この延宝6年検地により、在地の土地実態の把握を貫徹させてしまったことである。第2には、その結果年貢賦課対象が拡大され、さらに石盛をされ、これに対する訴願行動を起しながらも、過重な年貢納入を受け入れなければならず、領主支配を強化させてしまったことである。第3には、支配側が一村ごとの土地所持を把握して公認したことにより、それまで五ヶ村組合がもっていた共同的所持権が消失し、その結果根郷五ヶ村組合は基底的紐帯を喪失し、組合結合を根拠とした自主的裁量の幅を縮小せざるを得なくなってしまったことである。

む す び

元和期～延宝期にわたって根郷五ヶ村組合の機能とその結合実態の展開を検討してきた。この段階の根郷五ヶ村組合の基底的紐帯は、野場

の共同的所持権の確保にあった。その内実は、組合外村落に対して野場を確保することであり、さらにこれを保障するために、支配者側から所持権の公認を得ることであった。五ヶ村組合の構造は、旧来から共同体的慣行をもっていた佐原・篠原・津宮の3カ村が中核を成し、周辺の岩ヶ崎・大倉の2カ村がその外縁を構成していた。3カ村が2カ村を加入した理由は、野場所持権の公認を得る上で、新田開発の請負いと定納年貢の納入を分担する必要性があったからである。そして領主側は、五ヶ村組合を野場所持権を認める概括的単位とし、これを基盤にして定納年貢額を賦課したのである。

根郷五ヶ村組合は、寛文期に至るまで、組合外の村々との間で、田地・野場の境界争論を展開した。その間五ヶ村は、結束を強化して組合機能を発現していた。けれども、この境界争論が終結される寛文末期になると、組合内部に矛盾が生じ始めた。すなわち、新洲の分割所持をめぐる、組合内村落間・名主間で対立が断続する。その組合内部の分裂が、延宝6年の検地を招来してしまうのである。この検地によって、一村ごとの所持権が確定して把握され、野場に対する五ヶ村の共同的所持権は消失した。すなわち、それは組合結合の基底的紐帯を喪失したのであり、あわせ組合がもつ自主的裁量の幅を縮小させてしまったのである。

本稿では、五ヶ村組合を構成する各村落の内部動向を追究できなかった。寛文末期から生起した各村落間・名主間の対立の背景には、小百姓の自立化の動向が内因であったと推測される。各村落内の村政状況（名主と小百姓の関係など）と組合村結合とが、いかなる関連をもつかを究明することは、当面する次の課題としなければならない。

また延宝6年の検地以降、根郷五ヶ村組合が消滅してしまったわけではない。管見した事象を例示すれば、元禄期には近村の1つが利根川通に網代場を設置したい旨を代官に申請するが、⁴¹⁾五ヶ村名でその却下を申し入れている。また、割元名主から順達される触書の宛名は、五ヶ村

名となっており、代官所へ提出される請書は、五ヶ村名主の連名によっている。⁴²⁾さらに、享保17年(1732)の「佐原村新田村鑑明細帳」⁴³⁾には、この五ヶ村で普請組合が構成されていた。そして延享2年(1745)には、田畑質入値段をこの五ヶ村が統一して取り決めている。⁴⁴⁾さらに、文政期以降の寄場組合村の編成は、この五ヶ村に近隣4カ村を加えて、9カ村で構成されていた。⁴⁵⁾

延宝期以降文政期に至る五ヶ村組合の性格を、正徳期～享保期の大庄屋制の改廃、寛政改革期の風俗取締役の設置、文政改革期の寄場組合の編成など、幕府政策との関連を視野に入れつつ段階的に捉えていくことは、今後の大きな課題としていきたい。

(千葉県立船橋高等学校)

〔注〕

- 1) 森安彦「関東における農村構造の変質と支配機構の改革(一)―関東取締出役設置の歴史的意義―」史潮74, 1960; 北島正元「化政期の政治と民衆」(『岩波講座日本歴史・近世4』, 1963)等
- 2) 川村優「近世における組合村の存在とその性格―上総・下総両国の数例を中心として―」史学雑誌73—11, 1964; 同「上総における改革組合村の始原」日本歴史 238, 1968
- 3) 山中清孝「幕藩制崩壊期における武州世直し―揆の歴史的意義―」(歴史学研究会編『世界史における民族と民主主義』1974年度大会報告別冊特集, 青木書店)
- 4) 久留島浩「甲州市川代官所管下の天領における郡中惣代機能について」信濃30—5・6, 1978; 同「直轄県における組合村―惣代庄屋制について―」(歴史学研究会編『民衆の生活・文化と変革主体』1982年度大会報告別冊特集, 青木書店)
- 5) 高橋実「『改革組合村』制の展開過程」茨城県歴史館報 5, 1978
- 6) 根崎光男「近世における郷組の存在とその意義―総州の五郷組合を中心に―」法政史学31, 1979
- 7) 「根郷」は史料中「岡郷」・「根付」と表現される場合があり、この名称の由来は、新嶋領に開墾した新田村に対して、新嶋領に出作をする村落という意味が込められて呼称されたものとする。
- 8) 佐原村本宿組名主伊能景利が、正徳期に編述したもののだが、記載の典拠を明示しており、実証的

態度が貫かれている。近世初期の記載も、祖父景善が慶安～承応期に収集した史料を根拠にしており、確度の高い史料集である。

- 9) 「下総国香取郡矢作領佐原村古来ヨリ覚書」(伊能家文書「部冊帳」前1巻所収)以下、「覚書」(部冊帳前1)のように略記する。
- 10) 「下総国香取郡佐原村古来ヨリ留書」(伊能家文書「部冊帳」前4巻所収)以下、「留書」(部冊帳前4)のように略記する。
- 11) 菊地利夫『新田開発』古今書院, 1958, 上巻 233～239頁
- 12) 根郷五ヶ村組合の成立の経過、ならびに寛文初頭に至る組合の内部実態について、拙稿「元和～寛文期下総における組合村について―根郷五ヶ村組合の成立とその内部実態―」を脱稿している。本節はこれを略述したものである。詳細は前記拙稿を参照されたい。なおそれは、北島正元先生古稀記念論文集の中に所収されて刊行の予定である。
- 13) 「覚書」(部冊帳前1)
- 14) 前掲13)
- 15) 「矢作領谷地之間数覚」(部冊帳前1)
- 16) 後にこの両村も手余りになり、一旦代官へ返納され、その定納地から元和10年(1624)大嶋村・三嶋村・扇嶋村、寛永3年(1626)加藤洲村、同5年堺嶋村が開墾したと記されている。
- 17) 前掲13)
- 18) 奉行所から根郷五ヶ村宛に下された「覚」(部冊帳前1)
- 19) 「覚」(部冊帳前1)
- 20) (部冊帳前1)
- 21) 「留書」(部冊帳前2)
- 22) 「乍恐書付を以御訴訟申上候事」(部冊帳前2)
- 23) 訴状に記名された者ではなく、津宮村の村役人とはみられない。一般の百姓とみる。
- 24) 前掲21)
- 25) 「乍恐返答書ヲ以申上候御事」(部冊帳前2)
- 26) 「覚」(部冊帳前2)
- 27) 「覚」(部冊帳前2)
- 28) 前掲21)
- 29) この項の記述の典拠は、ことわりのない限り前掲21)による。
- 30) (部冊帳前2)
- 31) 前掲30)
- 32) 「延宝六年御検地以前分佐原村御料新田年々御

- 割付写并御手形写」(伊能家文書)
- 33) 前掲21)
- 34) 「乍恐以書付ヲ御訴訟申上候」(部冊帳前2)
- 35) 「乍恐以書付ヲ御訴訟申上候事」(部冊帳前2)
- 36) 「延宝六年下総国新嶋領岩ヶ崎村・篠原村・佐原村・津宮村・大倉村定納并見取場御檢地反別帳」(部冊帳前9)
- 37) 前掲32)
- 38) 「天和元酉年ノ元禄四末年迄、十一年御年貢勘定目録、佐原村」(伊能家文書)
- 39) 前掲21)
- 40) 「差上申一札之事」(部冊帳前2)
- 41) 「乍恐口上書を以御訴訟申上候御事」(部冊帳前4)
- 42) 「貞享二丑年ノ元禄十一寅七月迄守屋助次郎様御代官所御公用留日記」(伊能家文書)
- 43) 千葉県史編纂審議会編『千葉県史料・近世編下総国上』千葉県, 1958, 114頁
- 44) 佐原市役所編『佐原市史』佐原市役所, 1966, 281頁
- 45) 千葉県香取郡役所編『千葉県香取郡誌』千葉県香取郡役所, 1921, 146~149頁

The Village Union and Land Survey in
the Seventeenth Century: A Case Study of the Nego Union
of Five Villages in the Lower Tone River Basin

Yuji SAKAI

This article aims at an analysis of the changes in the village union setup as seen in a particular village union originally formed in the Genna era (1615-1624). The cause of the changes was the land survey of 1678 which was carried out at the time of the establishment of the village system in the early modern period (seventeenth century). The subject of the analysis, the Nego Union of Five Villages, consisted of five villages standing in a row along the southern bank of the Tone River, namely, Sawara-mura, Shinowara-mura, Tsunomiya-mura, Iwagasaki-mura and Okura-mura.

This union of five villages was formed in the Genna era by the affiliation of two villages to an already established association comprised of three villages which, prior to the affiliation, had held common rights to the land utilization of an islet in the Tone River. The three associated villages needed the two other villages to share with them the right to open new paddies (*shinden*) on the islet and the consequent payment of fixed annual land taxes, in order to obtain official recognition from the feudal lord of their holding rights to the wasteland on the islet. Consequent upon their affiliation, the then feudal lord thus considered these five villages a single unit having holding rights to the newly reclaimed paddies on the islet, and imposed a blanket tax upon them. The basis of the union of the five villages thus lay in their securing of common holding rights in the new paddies.

Up till the time of the Kanbun era (1661-1673), the Nego village union repeatedly got into disputes with surrounding villages over the boundaries of paddy fields and wasteland. Through these disputes, the unitedness of the five villages was strengthened. But after the boundary disputes were settled around the end of the Kanbun era, contradictions within the village union itself surfaced; the member villages of the union and the village heads now disputed amongst themselves as to how the land holdings ought to be divided and what proportions each village should be allotted, respectively. This breakup of the unity of the member villages provoked the intervention of the magistrate (*daikan*), who forthwith proceeded to execute the land survey of 1678. As a consequence of this land survey, the respective land holding rights of each village were determined by the feudal lord, so that the common land holding rights of the five villages disappeared. In other words, after this time, the union of five villages lost its economic basis and, consequently, the autonomy of the village union as a whole decreased.